

岬町選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程を定める。

令和 7 年 3 月 3 日

岬町選挙管理委員会委員長      大   野      齊

令和 7 年岬町選挙管理委員会規程第 1 号

岬町選挙管理委員会に関する規程の一部を改正する規程

岬町選挙管理委員会に関する規程（昭和 3 0 年岬町選挙管理委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「岬町役場前の掲示場」を「岬町ホームページの掲示場」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い場合は、岬町役場前の掲示場に掲示して行うことができる。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。